

最高人民法院「著作権及び著作隣接権の保護強化に関する意見（意見募集稿）」に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会

意見項目	修正提案	修正理由
一. 2	<p>「当事者のブロックチェーン、タイムスタンプ等の方式による証拠保存、固定化及びその提出を支持し」と規定されるのを、</p> <p>「当事者のブロックチェーン、タイムスタンプ等の電子署名・認証方式による証拠保存、固定化及びその提出を支持し」と修正いただくことを要望します。</p>	<p>単に「ブロックチェーン、タイムスタンプ等の方式」と記載したのでは、どのような方式なのか明確ではなく、新しい方式が登場した場合に該当するのかがどうか不明確となるので、「電子署名・認証方式」と汎用的に記載した方が明確である。</p>
四. 10	<p>「模倣品・海賊版商品及び専用ツールを廃棄する。模倣品・海賊版商品及び主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツールについて、権利者が上記物品の存在を証明する証拠を提供し、かつ、それらを直ちに廃棄するよう申し立てた場合には、特殊な状況を除き、人民法院はこれを支持しなければならない。」と規定されるのを、</p> <p>「模倣品・海賊版商品及び専用ツールを廃棄する。模倣品・海賊版商品及び主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツールのうち権利侵害に係る部分について、権利者が上記物品の存在を証明する証拠を提供し、かつ、それらを直ちに廃棄するよう申し立てた場合には、特殊な状況を除き、人民法院はこれを支持しなければならない。」と修正いただくことを要望します。</p> <p>また、「商業ルート以外で主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツールを処分するものとする。」の規定についても同様に、「商業ルート以外で主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツールのうち権</p>	<p>① 廃棄されるツールについて規定される「専用ツール」と「主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツール」は、廃棄対象となる範囲が異なるので、不明瞭である。よって、「専用」及び「主に」の記載を削除すべきである。</p> <p>② 「主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツール」との規定では廃棄対象・範囲が曖昧である。廃棄対象・範囲を明確にするために、廃棄する対象・範囲を「生産または製造に使用される資材とツール」のうち、実際に権利侵害品の生産又は製造に使用された部分に限定して明確にすべきである。</p> <p>③ 単に「ツール」だけを規定した場合、ツールの対象が不明確で、同じ対象のツールであっても、人によって破棄されたり破棄されなかったりする事態が生じ得る。</p> <p>よって、代表的なツールは明示して、人によって破棄されたり破棄されなかったりする事態が生じ得ないようにすべきで、代表的なツールとして「工具、金型、ソフトウェア、データ」を明示すべきである。</p>

	<p><u>利侵害に係る部分</u>を処分するものとする。」と修正いただくことを要望します。</p> <p>また、最後に以下の規定を挿入いただくことを要望します。</p> <p><u>「ツールには、工具、金型、ソフトウェア、データ等を含むが、これらに限定されない。」</u></p>	<p>※ 同規定は、本年に行われたパブリックコメント：① 最高人民法院「知的財産権侵害行為への制裁の強化に関する意見（意見募集稿）」二. 8 の規定、及び② 全国知的財産権侵害品・模倣粗悪品製造販売摘発活動指導者グループ弁公室等の機関「権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見（意見募集稿）」二.（一）の規定と同様な内容を含むので、これらの規定に対する当協会から提出の意見内容もご参照ください。</p>
四. 10	<p>「<u>特殊な状況</u>を除き、人民法院はこれを支持しなければならない。<u>特殊な状況</u>においては、<u>商業ルート以外</u>で主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツールを処分するものとする。」と規定されるが、</p> <p>「特殊な状況」「商業ルート以外」がどのような状況やルートを想定しているのか不明瞭であるので、明確に記載することを要望します。</p>	<p>「特殊な状況を除き」「商業ルート以外で」がどのような状況やルートを想定しているのか分からないので、明確に記載すべきである。</p> <p>※ 同規定は、本年に行われたパブリックコメント：① 最高人民法院「知的財産権侵害行為への制裁の強化に関する意見（意見募集稿）」二. 8 の規定と同様な内容を含むので、同規定に対する当協会から提出の意見内容もご参照ください。</p>
四. 12	<p>「同一の権利侵害行為について権利者と和解の合意に達しかつ履行を完了した後にまた権利侵害行為を実施した場合」と規定されるのを</p> <p>「同一の権利侵害行為について権利者と和解の合意に達しかつ履行を完了した後に<u>継続してもしくは再びまた</u>権利侵害行為を実施した場合」と修正いただくことを要望します。</p>	<p>「同一の権利侵害行為について権利者と和解の合意に達しかつ履行を完了した後の侵害行為について故意の認定するケースとしては、「継続して権利侵害行為を実施」する場合と「再び権利侵害行為を実施」する場合があるので、両方を含めるべきである。</p>
五. 15	<p>「権利者がどうしても中間販売者、生産者、提供者を起訴しない場合、人民法院は、権利者の獲得できる賠償総額の不当な拡大を回避するべく、判決書に損害賠償の範囲を説明することができる。」と規定されるのを、</p> <p>「権利者が<u>合理的な理由なく</u>どうしても中間販売者、生産者、提供者の<u>いずれもを</u>起訴しない場合、人民法院は、権利者の獲得でき</p>	<p>権利者が「中間販売者、生産者、提供者を起訴しない」事実だけを理由に、権利者が賠償額の不当な拡大をしていると安直に判断すべきでない。</p> <p>権利者において「中間販売者、生産者、提供者のいずれも起訴しない」合理的な理由があればそれを参酌すべきである。</p>

	る賠償総額の不当な拡大を回避するべく、判決書に損害賠償の範囲を説明することができる。」と修正いただくことを要望します。	
--	---	--

(以上)